

杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書

令和5(2023)年2月

杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会

目次

1	はじめに	3
2	本事案の概要及び対応経過	4
	(1) 本事案の概要	4
	(2) 送付文書の送達後から、当該職員の逮捕までの経過	4
	(3) 区職員逮捕当日(令和4年11月5日(土))の対応	5
	(4) 検討委員会設置後の経過	7
	(5) 職員の処分	7
3	検討委員会における再発防止対策の具体的検討	8
	(1) 住基ネットの利用及び操作ログの点検	8
	① 住基ネットの概要	8
	② 住基ネットの安全性	8
	③ 区における住基ネットの利用状況	9
	④ 住基ネットの操作確認	10
	⑤ 有識者等意見	10
	⑥ 更なる再発防止対策を検討・具体化する上でのポイント	10
	(2) 職員に対する教育・研修	11
	① 現在の教育・研修	11
	② 当該職員の研修受講状況	12
	③ 当該職員の研修等に対する認識	12
	④ 有識者等意見	12
	⑤ 更なる再発防止対策を検討・具体化する上でのポイント	12
	(3) 職場環境の見直し	14
	① 住基ネット端末設置エリア	14
	② 住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込み	14
	③ 有識者等意見	14
	④ 更なる再発防止対策を検討・具体化する上でのポイント	14
4	更なる再発防止対策	15
	(1) 操作ログ点検の充実・強化	15
	(2) 職員に対する教育・研修の充実・強化	16
	(3) 職場環境の見直し	17
	(4) 更なる再発防止対策の実施スケジュール	18
5	有識者等意見	19
	(1) 有識者意見	19
	(2) 杉並区情報公開・個人情報保護審議会委員意見	21
6	結びに	22

<資料>

資料1	杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程	24
資料2	プレスリリース資料	27
資料3	職員の綱紀粛正について（依命通達）	28
資料4	住民基本台帳ネットワークシステムの利用確認等の報告結果について	29
資料5	公務員倫理・情報セキュリティ研修の実施結果について	30
資料6	杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会設置要綱	31
資料7	杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会 名簿	32
資料8	杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会 開催経過	33
資料9	区民課区民係の住基ネット検索件数分析（令和3年度）	34

1 はじめに

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便性の向上と行政事務の効率化を目的として国が構築したシステムであり、区では平成 21 年に接続しました。

住基ネットを安全に運用するため、区はこれまで様々なセキュリティ対策を実施するとともに、その対策や住基ネットの運用状況について、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に報告等を行い、助言を得ながらセキュリティ対策に関する取組を継続的に実施してきました。こうした中で、令和 4 年 11 月 5 日に区職員が住基ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）違反容疑により逮捕される事案（以下「本事案」という。）が発生いたしました。全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することが求められる区の職員が、業務を通じてこのような不正行為を行ったことは、区民の皆様からの信頼を大きく裏切るものであり、大変重く受け止めなければなりません。

そのため、直ちに再発防止対策として、厳格な情報管理の徹底と公務員倫理の確立に係る依命通達の発出、住基ネットの利用状況等の確認、全職員を対象とした公務員倫理・情報セキュリティの研修を 11 月 25 日までに実施しました。

また、改めて公務員倫理とセキュリティ対策の確立を図り、二度とこのような不正行為を起こさぬよう、本事案の発生から 2 日後の 11 月 7 日に「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

検討委員会では、これまで実施してきたセキュリティ対策を検証し、複数の有識者の意見を聴きながら、「操作ログ点検の充実・強化」、「職員に対する教育・研修の充実・強化」、「職場環境の見直し」の 3 つの観点から更なる再発防止対策を取りまとめました。

今後、速やかに更なる再発防止対策を実施し、継続的にセキュリティ対策の見直し・改善を図ることを通じて、個人情報の安全な管理と区政への信頼回復に向けて全庁を挙げて取り組んでまいります。

2 本事案の概要及び対応経過

(1) 本事案の概要

令和4年2月28日(月)に「区職員が、住基ネットを不正に検索して得た個人情報(氏名、生年月日等)を外部の者に漏えいしている」として、被害を受けたとする者の氏名等を記載した文書(以下「送付文書」という。)が区に送達された。

これを受け、同日、住基ネットの操作履歴を調査したところ、被害を受けたとする者の検索を区民課の職員が行っていたことが判明し、3月1日(火)に当該職員に対する聞き取りを行った。当該職員の返答は、「検索した記憶はなく、不正行為は一切行っていない」とのことであったが、個人情報を取り扱うシステムに関する操作権限をすべて取り消した。

区は3月2日(水)に警察に相談し、捜査が行われた結果、11月5日(土)に当該職員は住基ネットから個人情報を漏えいしたことに伴う住民基本台帳法違反容疑により逮捕された。

その後、11月26日(土)に新たな住民基本台帳法違反容疑により再逮捕された。

(2) 送付文書の送達後から、当該職員の逮捕までの経過

「杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程」(資料1参照)等に基づき、住基ネットセキュリティ統括責任者(副区長)の指示のもと必要な対応を行った。

令和4年2月28日(月)

- ・「区職員が、住基ネットを不正に検索して得た個人情報(氏名、生年月日等)を外部の者に漏えいしている」として、被害を受けたとする者の氏名等を記載した送付文書が区に送達された。
- ・同日、住基ネットの操作履歴を調査したところ、当該職員が被害を受けたとする者の検索を行っていたことを確認した。

令和4年3月1日(火)

- ・当該職員に対する聞き取りを行ったが、返答は、「検索した記憶はなく、不正行為は一切行っていない」とのことであった。
- ・当該職員に付与していた、個人情報を取り扱うシステムに関する操作権限をすべて取り消し、個人情報を取り扱う業務から外した。
- ・総務省及び東京都に本事案についての報告(第1報)を行った。

令和4年3月2日(水)

- ・警察に本事案について相談を行った。
- ・警察への相談以降、捜査協力の実施、再発防止対策及び当該職員が逮捕された場合の区の対応等について検討を開始した。

令和4年3月9日（水）

- ・総務省及び東京都に本事案についての報告（第2報）を行った。

令和4年4月1日（金）

- ・当該職員は住基ネットを取り扱わない区民生活部文化・交流課に異動した。

令和4年3月上旬から令和4年11月5日（土）までの間

- ・警察から、3月8日（火）に「捜査への影響があるため、捜査が進行している間は、本事案に関する区からの公表は差し控えてもらいたい」との要請があったため、最小限の職員のみで情報共有を行い、以下の取組を実施した。
 - ・警察への捜査協力
 - ・直ちに実施すべき再発防止対策の検討・準備
 - ・住基ネットの操作権限を付与されている区民課職員に対して、セキュリティ遵守事項の確認を実施
 - ・当該職員が逮捕された場合に備えて、区民等からの問合せ対応の準備
 - ・検討委員会の設置準備

（3）区職員逮捕当日（令和4年11月5日（土））の対応

区は、警察から区職員逮捕の連絡を受け、住基ネット緊急時対策会議（以下「緊急時対策会議」という。）を直ちに招集し、以下の対応を行った。

① 区職員逮捕当日の経過

対応時間	主な内容
午後0時20分	警察から区に対し、区職員逮捕の連絡
午後1時43分	東京都に電話で区職員が逮捕されたことを報告
午後1時45分	緊急時対策会議を緊急招集し、以下の対応を決定 ① 区職員逮捕の事実及び区長コメントをプレスリリース（資料2参照）し、区公式ホームページにて公表 ② 報道機関対応は広報課に窓口を一本化し、区民等の問合せは、区職員によるコールセンター体制により対応 ③ 直ちに実施すべき再発防止対策の取組 ④ 検討委員会の設置 ⑤ 臨時部長会（11月7日（月）午前9時）の開催
午後2時21分	プレスリリース及び区公式ホームページにて公表
午後2時40分	コールセンターを開設

② 緊急時対策会議で決定した事項の取組について

ア コールセンターの対応実績

11月5日（土）から12月9日（金）まで、コールセンター（最大10回線）を設置し、区民生活部の職員による対応を行った。

コールセンターへの問合せ状況は、次のとおりである。特に自己の情報は漏えいしていないかといった不安の声や再発防止対策・セキュリティ対策の強化を求める意見が多く寄せられた。

【コールセンターへの問合せ状況】

開設日	コールセンター開設時間	入電件数
11月5日（土）	午後2時40分～午後7時	5
11月6日（日）	午前8時30分～午後7時	1
11月7日（月）	午前8時30分～午後7時	30
11月8日（火）	午前8時30分～午後7時	18
11月9日（水）～11月11日（金）	午前8時30分～午後6時	20
11月12日（土）～12月9日（金）	午前8時30分～午後5時	31
合 計		105

【問合せ内容】

No	内容	件数
1	自己の情報は漏えいしていないか	35
2	再発防止対策・セキュリティ対策	30
3	職員の処分について	21
4	事件の詳細について	21
5	区に対する批判	18
6	捜査状況等の公表について	7
7	住基ネット・個人番号制度に対する不安	4
8	その他(事案に直接関係ない意見)	6
合 計		142

※複数の内容の問合せがあるため、入電件数の合計とは一致しない。

③ 直ちに実施した再発防止対策の取組

令和4年11月7日（月）から11月25日（金）までに実施した再発防止対策とその結果は次のとおりである。

ア 「職員の綱紀粛正について（依命通達）」の発出

令和4年11月9日（水）に全職員を対象に、厳格な情報管理の徹底と公務員倫理の確立に係る通達（資料3参照）を庁内に発出した。

イ 住基ネットの利用確認等の実施

住基ネットの適正な利用が行われていることを確認するため、住基ネットの操作権限が付与されている職員に対するヒアリング及び操作履歴の再点検、住基ネットのセキュリティ研修を実施した。

結果については、資料4を参照。

ウ 公務員倫理・情報セキュリティ研修の実施

公務員として必要な心構え、各種セキュリティ対策、運用ルール等を再確認し、同様の事案の発生を防ぐことを目的として、全職員を対象に公務員倫理・情報セキュリティ研修を実施した。

結果については、資料5を参照。

（4）検討委員会設置後の経過

本事案を受けて、令和4年11月7日（月）に設置した検討委員会の開催経過等については、資料6、7、8を参照。

（5）職員の処分

当該職員については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に基づき、令和5年1月25日（水）付けで懲戒免職とし、区公式ホームページで公表した。

また、当該職員の管理責任者である区民生活部長及び区民生活部区民課長に対しては訓告とした。

なお、区長及び副区長については、自らの責任を明らかにするため、給料減額の特例条例を令和5年第1回区議会定例会に提案した。

3 検討委員会における再発防止対策の具体的検討

検討委員会では、これまでに実施しているセキュリティ対策を改めて検証し、有識者等の意見を踏まえて、以下のとおり更なる再発防止対策を検討・具体化する上でのポイントを確認した。

(1) 住基ネットの利用及び操作ログの点検

① 住基ネットの概要

住基ネットは、住民の利便性の向上と行政事務の効率化を目的として国が構築したものであり、区市町村が管理している住民基本台帳をネットワーク化した全国統一のシステムである。

住基ネットには、住民基本台帳に記録されている事項のうち、本人確認情報※と呼ばれる情報のみが記録されており、行政機関等は住民基本台帳法等に定められた事務に限り、この情報を利用することができる。

※本人確認情報…住民基本台帳に記録される情報のうち、住基ネットで送受信される、氏名・生年月日・性別・住所・個人番号（マイナンバー）・住民票コード・旧氏・付随情報（異動事由・異動年月日）のこと。

② 住基ネットの安全性

住基ネットは「制度面」、「技術面」、「運用面」の3つの側面から様々なセキュリティ対策が施されており、安全性の高いシステムである。なお、運用面については、総務省の技術的基準等に基づき、区市町村ごとに対策を定めている。主なセキュリティ対策は、以下のとおりである。

主なセキュリティ対策	
制度面	<ul style="list-style-type: none">目的外利用の禁止 本人確認情報の利用は住民基本台帳法に規定されている。秘密保持義務 秘密保持義務規定に違反した者に対しては、通常より重い罰則が課せられる。
技術面	<ul style="list-style-type: none">安全性の高い専用ネットワーク回線の使用住基ネット端末へのログインには生体認証が必要
運用面	<ul style="list-style-type: none">住基ネット業務に従事する前の研修の実施定期的な操作ログ※の点検住基ネット業務を取り扱うエリアの設置と入退室の管理

※操作ログ…システム上に記録された操作履歴のこと。

③ 区における住基ネットの利用状況

ア 住基ネットを利用している主管課と主な利用内容

住基ネットを利用している主管課は、令和5年1月時点で、11課あり、主な利用内容と操作員数は、以下のとおりである。

主管課名	主な利用内容	操作員数
政策経営部情報管理課	・操作権限管理等	7
区民生活部区民課	・住民基本台帳事務 ・マイナンバーカード関連事務	161
区民生活部課税課	各主管課の業務による ・住民税課税地住所の確認 ・個人番号の確認 など	17
保健福祉部管理課		7
保健福祉部国保年金課		15
保健福祉部障害者施策課		14
保健福祉部介護保険課		9
福祉事務所		21
杉並保健所保健予防課		3
杉並保健所保健サービス課		7
子ども家庭部管理課		9
合 計		

イ 住基ネットの操作件数

区の令和3年度の操作件数は、以下のとおりである。

主管課名	件数	割合
区民課	1,979,005件	99.2%
その他の課	15,664件	0.8%
合 計	1,994,669件	100%

ウ 住基ネット端末の設置状況

住基ネットにアクセスできる端末は、区民課に47台、情報管理課に2台の計49台設置している。

なお、その他の課については、情報管理課に設置している端末を共同で利用しており、各課には設置していない。

④ 住基ネットの操作確認

ア 操作ログの点検

区は、総務省の技術的基準等に沿って、業務時間外の操作状況や検索件数が前年同月比と比較して不自然ではないか等について、操作ログを用いて点検している。区民課では毎月、その他の課では3か月ごとに点検を実施し、これまでに不正が疑われる操作は発見されていない。

イ 当該職員の住基ネットの操作状況

当該職員の住基ネットの操作状況について、以下のことを確認した。

- 送付文書に記載されていた被害を受けたとする者について、氏名等で検索を行っていた。なお、これらの検索が正当な業務であったのかを確認できる書類(転入届等)は、発見されていない。
- 業務時間外に住基ネットの操作は行っていなかった。
- 住基ネットの検索件数は、同じ係に所属する他の職員と比較して不自然に多くはなかった(資料9参照)。

⑤ 有識者等意見

- 不正行為を行えば発覚するという仕組みが必要である。
- 現場の職員に「不正行為をしていない人を守るためにも、行為の記録や監視が必要である」という点を伝えることが重要である。
- 住基ネットシステムの操作ログをよりチェックしやすいものとするよう国へ改善を要望するべきである。

⑥ 更なる再発防止対策を検討・具体化する上でのポイント

○操作ログの点検

- ・従来の操作ログ点検では、今回の不正行為を検知できなかったことから、点検内容等の強化が必要である。
- ・操作ログの点検に当たっては、継続的に実施可能な方法であることが重要である。
- ・不正を行えば、発覚するということを研修等で職員に伝え、不正行為の抑止につなげる必要がある。

(2) 職員に対する教育・研修

① 現在の教育・研修

区が現在実施している公務員倫理、情報セキュリティ及び住基ネットに関する主な研修は、以下のとおり。

研修名等	研修実施時期	主な研修内容
○公務員倫理		
新任研修	新規採用時	・ 職員の義務等
各課 OJT	随時	・ 職員の義務等(動画配信)
○情報セキュリティ		
新任研修	新規採用時	・ 個人情報保護の重要性と個人情報を取り巻く脅威について
係長職 昇任前研修	係長職昇任能力実証合格時	・ 他自治体の情報漏えい事例 ・ 研修対象者の職務に応じた内容としている。
○住基ネット		
各課 住基ネット 初任者研修	住基ネットの操作権限付与時 (1回のみ)	・ 区が実施している住基ネットのセキュリティ対策の概要 ・ 住基ネットの業務目的以外での利用禁止や違反時の罰則
区民課 事務処理研修	区民課配属時 (1回のみ)	・ 住民基本台帳事務の内容や住民記録システム、住基ネットといったシステムの操作方法や注意事項等
区民課住基 ネット業務管理 補助者研修	住基ネット業務管理補助者 指名時※ (1回のみ)	・ 住基ネット業務管理補助者の業務内容 ・ 住基ネットのセキュリティ対策
住基ネットに関する職員自己点検	毎年11月頃 (住基ネットの操作権限を持つ職員が対象)	・ 住基ネット業務に関連するセキュリティ対策の実施状況を確認 ・ 結果について、振り返り(必要なセキュリティ対策や規程の解説等)を実施 ・ 実施前に杉並区情報公開・個人情報保護審議会に内容等を諮問し、妥当性を確認

※区民課の住基ネットを使用する係長級職員及び住民記録係の住基ネット担当者が指名されている。

② 当該職員の研修受講状況

当該職員が、平成 25 年 4 月に区職員として採用されてから逮捕に至るまでの間に受講した公務員倫理・情報セキュリティ及び住基ネットに関する研修は、以下のとおり。

項目	研修名	当該職員の受講時期
公務員倫理	新任研修	平成 25 年 4 月
情報セキュリティ		
住基ネット	各課 住基ネット 初任者研修	平成 30 年 4 月 <u>住基ネットの業務に従事 する前に 1 回のみ受講</u>
	区民課 事務処理研修	平成 30 年 5 月 <u>区民課配属時に 1 回のみ 受講</u>
	住基ネットに関する 職員自己点検	平成 30 年度～令和 3 年度 の間に 4 回

③ 当該職員の研修等に対する認識

当該職員は上記の研修を受講していたが、人事課による当該職員への事情聴取時に「研修は受けたが、法令順守、情報管理に対する認識が極めて薄かった」ことを認めている。

④ 有識者等意見

- 職員に対する教育・研修では、「不正行為は発覚すること」に加え、「不正行為が発覚すれば、行為者は特定されること」をしっかりと理解させ、「不正行為はできたとしても、仮にやれば誰が何をしたかは特定されること」を認識させることが重要である。
- 当該職員がこれまでに受けた教育・研修をどのように受け止めていたのか等の確認が必要である。
- 毎年実施している住基ネットに関する職員自己点検について、必要なポイントに絞って行うことによって、不正行為を起こさせないような「感銘力」を高めることを検討すべきである。

⑤ 更なる再発防止対策を検討・具体化する上でのポイント

○教育・研修

- ・業務に従事する前に確実に必要な知識が身に付けられるように実施するとともに、毎年、住基ネットに関する職員自己点検を行い職員のセキュリティ意識の向上に努めてきたが、当該職員の認識は不十分であった。
- ・研修は、より理解が深まる内容とすることが必要である。

- 研修を通じて、「不正行為は発覚すること」「不正行為が発覚すれば、行為者は特定されること」を職員に理解させることが重要である。
- 研修を受講する機会を増やすとともに、受講しやすい環境を整備する必要がある。

(3) 職場環境の見直し

① 住基ネット端末設置エリア

- 住基ネット端末設置エリアとは、住基ネット端末が設置されており、操作権限を付与されている者のみが立ち入ることができるエリアである。
- 住基ネット端末は情報管理課及び区民課の執務室に設置されている。区民課以外の住基ネット利用課は、情報管理課に設置している端末を共同で利用している。
- 住基ネット端末設置エリアの端末設置状況を確認した結果、見通しが悪い場所に設置している端末が一部存在する。

② 住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込み

- 情報管理課の住基ネット端末設置エリアでは、電子機器(スマートフォン等)の持込みについて、原則禁止しているが、必要な場合は事前手続きにより、持込むことができる。
- 区民課の住基ネット端末設置エリアでは、電子機器を使用してはいけないルールとなっているが、持込みについては禁止していない。

③ 有識者等意見

- 住基ネット端末がある執務室では、電子機器の持込みを禁止してはどうか。
- 現場の職員との信頼関係が大切であり、組織として職員を疑うということではなく、不正行為を抑止する観点に立った再発防止対策を実施することが重要である。

④ 更なる再発防止対策を検討・具体化する上でのポイント

○職場環境

- ・見通しが悪い場所に設置している住基ネット端末については、レイアウトの見直しが必要である。
- ・職場での話し合いを行うことにより、職場環境の見直しや改善を行い、現場の職員の意見を取り入れることが重要である。
- ・区民課の住基ネット端末エリアの電子機器持込みについて、原則禁止とする必要がある。

4 更なる再発防止対策

これまでの検討を踏まえ、「操作ログ点検の充実・強化」、「職員に対する教育・研修の充実・強化」、「職場環境の見直し」の3つの観点から「更なる再発防止対策」を実施する。

(1) 操作ログ点検の充実・強化

(再掲) 更なる再発防止対策を検討・具体化する上でのポイント

○操作ログの点検

- ・従来の操作ログ点検では、今回の不正行為を検知できなかったことから、点検内容等の強化が必要である。
- ・操作ログの点検に当たっては、継続的に実施可能な方法であることが重要である。
- ・不正を行えば、発覚するということを研修等で職員に伝え、不正行為の抑止につなげる必要がある。

更なる再発防止対策

- 氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。
- 操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合し、不自然な検索を発見しやすいように工夫する。
- こうした点検を通じて、不正行為は発覚し、行為者は特定されることを職員に認識させる。

【実施スケジュール】

試行期間：令和5年2月～3月

運用開始：令和5年4月～

(2) 職員に対する教育・研修の充実・強化

(再掲) 更なる再発防止対策を検討・具体化する上でのポイント

○教育・研修

- ・業務に従事する前に確実に必要な知識が身に付けられるように実施するとともに、毎年、住基ネットに関する職員自己点検を行い職員のセキュリティ意識の向上に努めてきたが、当該職員の認識は不十分であった。
- ・研修は、より理解が深まる内容とすることが必要である。
- ・研修を通じて、「不正行為は発覚すること」「不正行為が発覚すれば、行為者は特定されること」を職員に理解させることが重要である。
- ・研修を受講する機会を増やすとともに、受講しやすい環境を整備する必要がある。

更なる再発防止対策

ア 公務員倫理・情報セキュリティ

- 初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。

イ 住基ネット

- 住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修（各課住基ネット初任者研修）に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。
- 区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修（区民課住基ネット業務管理補助者研修）については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。
- 住基ネットに関する職員自己点検の内容について、より有効なセキュリティ対策の確認を行うため、設問を見直す。

上記の研修内容に本事案を具体的な事例として追加し、不正行為は「発覚すること・行為者は特定されること」「発覚すれば、本人や家族の生活、社会的な立場などが一変してしまうこと」「区の信頼を大きく損ない、区政に重大な影響を与えること」等を認識させる。

なお、これらの教育・研修内容については、毎年、必要な見直し・改善を図る。

【実施スケジュール】

準備期間：令和5年2月～3月

運用開始：令和5年4月～

(3) 職場環境の見直し

(再掲) 更なる再発防止対策を検討・具体化する上でのポイント

○職場環境

- ・見通しが悪い場所に設置している住基ネット端末については、レイアウトの見直しが必要である。
- ・職場での話し合いを行うことにより、職場環境の見直しや改善を行い、現場の職員の意見を取り入れることが重要である。
- ・区民課の住基ネット端末エリアの電子機器持込みについて、原則禁止とする必要がある。

更なる再発防止対策

- 各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進める。
- セキュリティ対策の話し合いについては、定期的に行うこととし、職場全体で、不正行為を防止していく。
- 情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止※とする。
※必要な場合は事前手続きにより、持ち込むことを可能とする。
- 住基ネット端末設置エリアに、電子機器持込みは原則禁止であることを張り紙等で明示する。

【実施スケジュール】

見直し期間：令和4年12月～令和5年3月

※これ以降も定期的に職場での話し合いを実施。

(4) 更なる再発防止対策の実施スケジュール

更なる再発防止対策の実施スケジュールは、以下のとおり。

更なる再発防止対策	令和4年度				令和5年度
	12月	1月	2月	3月	4月～
操作ログ点検の充実・強化 ①(試行期間:令和5年2月～3月) ②(運用開始:令和5年4月～)			①		②
職員に対する教育・研修の充実・強化 ①(準備期間:令和5年2月～3月) ②(運用開始:令和5年4月～)			①		②
職場環境の見直し (令和4年12月～令和5年3月)	→				

5 有識者等意見

(1) 有識者意見

佐藤 慶浩 氏 (一般社団法人 日本個人情報管理協会 理事)

【本事案に対する区の初期対応について】

○区に送付文書が送達された2月28日の翌日に区が行った当該職員への聞き取りでは、一貫して本人が不正行為を否定したとのことである。明確なアクセス記録を示したにもかかわらず、その行為を否認する者を問いただすことは一般人には難しいため、これを受け、直ち(3月2日)に 捜査権限等を有する警察に相談したことについては適切な対応であった。

【更なる再発防止対策について】

○現場の職員との信頼関係が大切であり、組織として職員を疑うということではなく、基本的には、不正行為を抑止する観点に立った再発防止対策を立案実施することが重要と考える。

○職員に対する教育・研修では、「不正行為は発覚すること」に加え、「不正行為が発覚すれば、行為者は特定されること」をしっかりと理解させ、「不正行為はできたとしても、仮にやれば誰が何をしたかは特定されること」を認識させることが重要である。「そのためには、いろいろな行為のログを残す必要があるが、それは職員を信頼してないということではない。今回の事件でも、不正行為者を特定できたことにより、それ以外の人への嫌疑がかからなかった。不正行為をしていない人を守るためにも、行為のログや監視が必要である。」という趣旨を伝えるのがよい。

○住基ネットシステムの操作ログをよりチェックしやすいものとするよう国へ改善を要望するべきである。

浅見 雄輔 氏 （弁護士 杉並法曹会 幹事）

【更なる再発防止対策について】

- 不正を行えば発覚するという仕組みが必要である。このような仕組みを作ることは、職員を疑ってかかるということではなく、職員を犯罪から遠のかせるために、換言すれば、職員を守るために必要である。

- 今回、具体的にどのような手口で犯行を行ったのか、何らかの方法により確認できないか。具体的な手口がわからなければ、具体的な対応策も立てられないのではないか。

- 当該職員がこれまでに受けた教育・研修をどのように受け止めていたのか等を確認して、今後の教育・研修の充実につなげていくべきである。

- 毎年実施している住基ネットに関する職員自己点検について、必要なポイントに絞って行うことによって、不正行為を起こさせないような「感銘力」を高めることを検討すべき。

- 住基ネットの運用やシステム改修等、国に対して改善の要望をしてはどうか。

(2) 杉並区情報公開・個人情報保護審議会委員意見

令和4年12月22日開催の令和4年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会にて、本事案についての報告を行い、委員より、以下の意見があった。

【更なる再発防止対策（素案）について】

○住基ネット端末がある執務室では、スマートフォンの持込みを禁止してはどうか。

6 結びに

当区の職員による重大な不祥事は、公務員としてあってはならない行為であり、区政に対する区民の信頼を著しく失墜させるものです。本事案は、公務員倫理、コンプライアンス意識の欠如など、個人の資質によるところが大きな要因ではありますが、本事案の発生を防げなかったこと、区に送付文書が送達されるまで発覚しなかったことを重く受け止めて、再発防止対策の徹底を図ってまいります。改めて、区民の皆様、関係機関、関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけすることとなったこと、深くお詫び申し上げます。

二度とこうした事案を起こすことのないように、今回取りまとめた「更なる再発防止対策」を着実に実施し、本事案を決して風化させることなく、職員一人ひとりがそれぞれの立場で公務員としての高い倫理感を持ち続け、法令を遵守するとともに、本事案を教訓に個人情報取扱いに当たっては、庁内の各部署でも改めて必要な対応を検討し、適宜実施します。また、住基ネットを所管している国に対しても、不正行為を抑止するためのシステム改修等を要望していくこととします。

これらの取組を通じて、再発防止対策に万全を期し、全庁を挙げて区政に対する信頼回復を図ってまいります。

資 料

杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程

平成20年12月26日

訓令第33号

改正	平成24年3月30日訓令第50号 平成26年4月11日訓令第12号 平成27年12月28日訓令第25号 平成28年12月28日訓令第48号 平成30年5月7日訓令第31号 令和4年3月30日訓令第10号	平成26年4月1日訓令第10号 平成27年6月29日訓令第21号 平成28年6月17日訓令第40号 平成29年3月30日訓令第5号 平成31年3月29日訓令第5号 令和4年7月11日訓令第21号
		庁中一般 福祉事務所 保健所 教育委員会事務局 選挙管理委員会事務局

(目的)

第1条 この規程は、杉並区における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）のセキュリティ対策（以下「セキュリティ対策」という。）に関し必要な事項を定めることにより、住基ネットの適正な管理及び運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）で使用する用語の例による。

2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 端末機 コミュニケーションサーバに接続し業務を行う電子計算機、これに接続するプリンタ並びに個人番号カード及び住民基本台帳カードのリーダーライタをいう。
- (2) 照合情報 生体情報（個人の識別に用いられる手の静脈の画像情報をいう。以下同じ。）に不可逆演算処理（生体情報を数値化し、復元できない状態にする演算処理をいう。以下同じ。）を施した情報で、コミュニケーションサーバ及び端末機（以下「コミュニケーションサーバ等」という。）の操作を行う者（以下「操作者」という。）の識別に用いるため、コミュニケーションサーバに登録したものをいう。
- (3) 情報資産 住基ネットに係る情報、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び磁気ディスク並びに個人番号カード及び住民基本台帳カードをいう。

一部改正〔平成26年訓令第12号・27年25号〕

(住基ネットセキュリティ統括責任者)

第3条 セキュリティ対策を総合的に実施するため、住基ネットセキュリティ統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、副区長をもって充てる。

3 統括責任者に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

一部改正〔平成27年訓令第21号・28年40号・48号・29年5号・31年5号・令和4年21号〕

(住基ネット緊急時対策会議)

第4条 住基ネットの管理及び運用に関する重要事項を審議するため、住基ネット緊急時対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 統括責任者
- (2) 政策経営部デジタル戦略担当部長
- (3) 総務部危機管理室長
- (4) 区民生活部長
- (5) 政策経営部情報管理課長
- (6) 政策経営部情報システム担当課長（以下「情報システム担当課長」という。）
- (7) 総務部危機管理室危機管理対策課長

- (8) 区民生活部区民課長（以下「区民課長」という。）
- (9) その他統括責任者が必要と認める者
- 3 対策会議は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) セキュリティ対策の重要事項に関すること。
- (2) セキュリティ対策の実施状況に関すること。
- (3) セキュリティ対策の教育及び研修に関すること。
- (4) 住基ネットの監査に関すること。
- (5) 緊急時における対応に関すること。
- (6) その他統括責任者が必要と認める事項
- 4 対策会議に会長を置く。
- 5 会長は、統括責任者をもって充てる。
- 6 対策会議は、会長が招集する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 一部改正〔平成24年訓令50号・26年10号・28年48号・29年5号・31年5号・令和4年10号〕
- (立入り及び退出の管理)
- 第5条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める室又は区域への立入り及び退出について、当該立入り及び退出の記録その他必要な措置を講じなければならない。
- (1) 情報システム担当課長 政策経営部情報管理課の事務室のうち情報システム担当課長の担当事務を執行する事務室及びコミュニケーションサーバの設置室
- (2) 区民課長 区民課長が定める区域
- 一部改正〔平成26年訓令10号・28年48号・29年5号・30年31号・31年5号・令和4年10号〕
- (操作の管理)
- 第6条 コミュニケーションサーバ等の操作の管理は、識別符号（操作者を識別するための符号をいう。以下同じ。）の入力及び照合情報と操作時に読み取られる生体情報に不可逆演算処理を施したものと照合又は識別符号及び暗証符号の入力により操作者がコミュニケーションサーバ等への正当なアクセス権限を有することを確認すること並びにコミュニケーションサーバ等の操作履歴を磁気ディスクに記録することにより行うものとする。
- 2 情報システム担当課長は、前項の操作履歴について、当該操作履歴を記録した日の属する年度の翌年度の初日から起算して7年間保存しなければならない。
- 一部改正〔平成26年訓令12号・28年48号〕
- (識別符号等の管理)
- 第7条 情報システム担当課長は、識別符号、照合情報及び暗証符号について、管理の方法の設定その他必要な措置を講じなければならない。
- 一部改正〔平成26年訓令12号・28年48号〕
- (操作者の責務)
- 第8条 操作者は、前条に規定する管理の方法を遵守しなければならない。
- (情報資産の管理)
- 第9条 情報システム担当課長及び区民課長は、別に定める情報資産について、管理の方法の設定その他必要な措置を講じなければならない。
- 一部改正〔平成26年訓令10号・28年48号・30年31号〕
- (教育及び研修の実施等)
- 第10条 情報システム担当課長は、住基ネットの業務に従事する職員に対し、別に定める教育及び研修に関する計画に基づき、セキュリティ対策の教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 情報システム担当課長は、前項の教育及び研修の実施状況を対策会議に報告しなければならない。
- 一部改正〔平成26年訓令10号・28年48号〕
- (緊急時における対応)
- 第11条 統括責任者は、緊急時においては、別に定める緊急時対応計画に基づき、必要な措置を講じなければならない。
- (委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、セキュリティ対策に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年1月4日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第50号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月11日訓令第12号）

- 1 この規程は、平成26年4月14日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成26年5月31日までの間は、この規程による改正後の杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程（以下「新規程」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、同項の識別符号の入力及び照合情報と操作時に読み取られる生体情報に不可逆演算処理を施したものの照合又は識別符号及び暗証符号の入力に代えて、この規程による改正前の杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程第6条第1項の操作者識別カード及び暗証番号により、新規程第6条第1項の操作者がコミュニケーションサーバ等への正当なアクセス権限を有することを確認することができる。この場合において、新規程第2条第2項第1号中「プリンタ」とあるのは「プリンタ並びに操作者識別カード」と、同項第3号中「磁気ディスク」とあるのは「磁気ディスク、操作者識別カード」と、新規程第7条中「識別符号、照合情報及び暗証符号」とあるのは「操作者識別カード及び暗証番号」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年12月28日訓令第25号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日訓令第48号）

- 1 この規程は、平成29年1月4日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程第6条第2項の規定は、施行日以後に同条第1項の規定により記録された操作履歴について適用し、施行日前にこの規程による改正前の杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程第6条第1項の規定により記録された操作履歴については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月30日訓令第5号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第5号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓令第10号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

住民基本台帳法違反容疑による区職員の逮捕について

本日、区職員が住民基本台帳法違反の容疑により逮捕されたことを受け、区として現時点でお知らせできる内容を直ちに公表します。

1 事案の概要

本年2月28日に、「区職員が、住民基本台帳ネットワークシステムを不正に検索して得た個人情報(氏名、生年月日等)を外部の者に漏えいしている」として、被害を受けたとする者の氏名等を記載した文書が区に送達されました。

これを受け、同日、住民基本台帳ネットワークシステムの検索履歴を調査したところ、同一職員が被害を受けたとする者の検索を行っていたことが判明し、3月1日に当該職員に対する聞き取りを行いました。当該職員の返答は、「検索した記憶はなく、不正行為は一切行っていない」とのことでした。

このため、区は3月2日に警察へ相談し、その後の警察による捜査が行われた結果、本日、警察から公表されたとおり、区職員が住民基本台帳ネットワークシステムから個人情報を漏えいしたことに伴う住民基本台帳法違反容疑により逮捕されることになったものです。

2 逮捕された区職員

区民生活部 文化・交流課 主事(事務)

市川 直央(いちかわ なおひさ) 32歳

※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生したものです。なお、令和4年3月1日以降、当該職員は個人情報を取り扱う業務は行っておらず、同年4月に現在の部署に異動しています。

【岸本聡子杉並区長のコメント】

本日、区職員が、住民基本台帳法違反容疑により逮捕されました。このことについては、個人情報の安全かつ適正な管理に重大な責任をもつ基礎自治体の長として、大変重く受け止めなければならないと考えております。

区といたしましては、再発防止の徹底に全力で取り組むとともに、事実関係が明らかになった時点で、厳正な処分を行ってまいります。

【問い合わせ先】

総務部人事課 TEL 03-3312-2111(代表)



4 杉並第 4 2 6 4 6 号
令和 4 年 11 月 9 日

各部長、危機管理室長、産業振興センター所長、
保健所長、会計管理室長、教育委員会事務局次長、
各事務局長 宛

副区長 渡辺 幸一

職員の綱紀粛正について（依命通達）

今般、区職員が住民基本台帳ネットワークシステムから個人情報を漏えいしたことに伴う住民基本台帳法違反容疑により逮捕されるという事件が発生した。

個人情報の漏えいは、公務員として許すことのできない言語道断の行為であり、このような事件が発生したことで、区民の区政に対する信頼を大きく損なったことは大変遺憾である。

貴職においては、再発防止に全力で取り組み、適正に業務を遂行し、区民からの信頼回復に努めるとともに、厳格な情報管理の徹底と公務員倫理の確立のため、改めて職員の綱紀粛正を厳に徹底されたい。

この旨、命により通達する。

住民基本台帳ネットワークシステムの利用確認等の報告結果について

1 ヒアリングの実施について

改めて住基ネットの適正な利用が行われていることを確認するとともに、区職員が住民基本台帳法違反の疑いで逮捕された事案についての注意喚起を行うことを目的として、各主管課において住基ネットの操作権限が付与されている全ての職員に対してヒアリングを依頼した。その結果、各主管課からは休職による不在職員を除き、ヒアリング対象の全ての職員について、住基ネットを適正に利用しているとの報告を受けた。なお、休職により不在の職員については復職後、別途実施する。

【実施結果】

対象者数 ^{※1}	実施者数	未実施者数 ^{※2}
263	260	3

※1 11月7日時点で住基ネットの操作権限が付与されている人数（11月7日時点での退職者除く）

※2 休職により不在の職員の数

2 住基ネットの操作履歴の再点検について

改めて住基ネットの適正な利用が行われていることを確認するため、各主管課において令和3年4月から令和4年9月までの住基ネットの操作履歴（以下「ログ」という。）約282万件について、再点検（※）を実施した。その結果、不適正な利用が疑われる検索はないとの報告を受けた。

（※）ログの点検は、これまでも総務省の技術的基準等に基づき、業務時間外・休日の操作状況や前年同月と比較して不自然な検索件数ではないか等の視点から定期的に確認している。今回の再点検を行うに当たっては、前回実施した定期点検時における点検者とは別の職員が改めて入念に確認することとした。

【ログ件数】

令和3年度	令和4年度（令和4年9月まで）	合計
1,994,669件	829,338件	2,824,007件

3 住基ネットのセキュリティ研修について

住基ネットは重要な個人情報を取り扱うシステムであることを、改めて職員へ周知することを目的に、各主管課において研修の実施を依頼した。その結果、各主管課からは休職等による不在職員を除き、住基ネットの操作権限が付与されている全ての職員に対する研修が完了したとの報告を受けた。なお、休職や産休・育休により不在の職員については復職後、別途実施する。

【実施結果】

対象者数 ^{※1}	実施者数	未実施者数 ^{※2}
263	256	7

※1 11月7日時点で住基ネットの操作権限が付与されている人数（11月7日時点での退職者除く）

※2 休職や産休・育休により不在の職員の数

公務員倫理・情報セキュリティ研修の実施結果について

1 研修の実施について

公務員として必要な心構え、各種セキュリティ対策、運用ルール等を再確認し、同様の事案の発生を防ぐことを目的として、全ての職員を対象に職場研修（OJT）を依頼した。各課からの報告の結果、配布テキスト以外に、各課の情報セキュリティに関する手順書や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が作成した情報セキュリティに関する映像コンテンツを使用するなど、各課の実情に合わせた研修が行われたこと、及び休職等による不在職員を除き、全ての職員に対する研修が完了したことが確認できた。なお、休職や産休・育休により不在の職員については復職後、別途実施する。

【実施結果】

対象者数 ^{※1}	実施者数	未実施者数 ^{※2}
5,406	5,177	229

※1 11月7日時点で各課に所属する人数（会計年度任用職員を含む）

※2 休職や産休・育休により不在の職員的人数

杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会設置要綱

令和4年11月7日

4杉並第42138号

(設置)

第1条 杉並区における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして杉並区職員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）違反の容疑で逮捕された事案を踏まえ、今後の再発防止対策を検討し、具体化するため、杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 住基ネット操作履歴の点検に関すること。
- (2) 職員に対する教育及び研修に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 政策経営部デジタル戦略担当部長
- (2) 副委員長 区民生活部長
- (3) 委員 政策経営部情報管理課長
政策経営部情報システム担当課長
総務部コンプライアンス推進担当課長
総務部人事課長
区民生活部区民課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、政策経営部情報管理課及び区民生活部区民課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会 名簿

役職	氏名	職名
委員長	岡本 勝実	政策経営部デジタル戦略担当部長
副委員長	徳嵩 淳一	区民生活部長
委員	黒澤 勝美	政策経営部情報管理課長
〃	倉島 恭一	政策経営部情報システム担当課長
〃	秋吉 誠吾	総務部コンプライアンス推進担当課長
〃	林田 信人	総務部人事課長
〃	高橋 俊康	区民生活部区民課長

杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会 開催経過

区分	開催日	主な議題
第1回	令和4年 11月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードマップ(案)について ・再発防止対策に向けた役割分担について
第2回	11月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止対策の実施結果について ①住基ネットの操作を行う職員に対するヒアリング ②上記職員に対する住基ネットセキュリティ研修 ③住基ネット操作履歴の再点検
第3回	11月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止対策の実施結果について ④職員に対する公務員倫理・情報セキュリティ研修 ・更なる再発防止対策について ・今後の進め方について
—	12月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者(佐藤慶浩氏)に事案の説明、再発防止に関する意見を聴取
—	12月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者(浅見雄輔氏)に事案の説明、再発防止に関する意見を聴取
第4回	12月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者からの意見について ・更なる再発防止対策(素案)について
—	12月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会にて、事案の報告 ・更なる再発防止対策(素案)に関して、委員から意見を聴取
第5回	12月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる再発防止対策(素案)についての杉並区情報公開・個人情報保護審議会での意見等について ・更なる再発防止対策(素案)の修正について
第6回	令和5年 1月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策について(案)について
—	1月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者(佐藤慶浩氏、浅見雄輔氏)から再発防止対策に関する意見を聴取
第7回	1月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者の意見聴取について ・杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書(案)について ・今後のスケジュール(予定)について
—	1月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者(佐藤慶浩氏、浅見雄輔氏)から杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書(案)に関する意見を聴取
第8回	2月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書について

区民課区民係の住基ネット検索件数分析(令和3年度)

(件数)

No.	職層	在籍年数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	一般職員	4年	52	43	37	36	27	22	14	36	25	22	115	28	457
2	一般職員	3年	28	32	22	25	20	15	26	50	38	30	27	64	377
3	一般職員	5年	31	22	24	12	17	20	14	40	44	31	24	42	321
4	一般職員	5年	0	22	15	35	13	44	26	45	21	12	10	38	281
5	一般職員	3年	26	26	35	16	19	7	11	9	10	18	30	55	262
6	一般職員	1年	5	17	18	23	18	25	22	16	8	41	17	43	253
7	一般職員	4年	13	3	5	5	6	6	16	9	12	146	5	14	240
8	一般職員	2年	16	30	4	23	33	16	10	16	17	19	18	32	234
9	一般職員	2年	28	18	38	25	20	7	13	27	25	10	11	11	233
10	一般職員	7年	0	34	22	12	16	14	25	35	23	16	9	26	232
11	一般職員 (当該職員)	4年	29	19	24	11	18	13	15	19	35	9	33	0	225
12	一般職員	5年	22	13	8	16	14	11	16	30	18	34	11	13	206
13	一般職員	2年	20	30	11	1	5	2	11	26	13	25	9	34	187
14	一般職員	2年	21	20	25	14	5	7	14	14	11	17	15	18	181
15	一般職員	1年	32	37	21	21	11	12	7	5	3	8	4	15	176
16	一般職員	4年	16	17	15	14	10	5	19	7	25	10	12	21	171
17	一般職員	4年	11	12	11	14	7	13	11	18	5	20	8	38	168
18	一般職員	1年	0	24	13	11	14	21	23	8	3	21	14	15	167
19	一般職員	1年	0	1	8	13	19	13	14	34	54	10	0	0	166
20	一般職員	4年	25	14	17	12	13	6	15	20	15	7	0	20	164
21	一般職員	3年	14	12	8	22	5	9	20	14	6	11	9	29	159
22	一般職員	7年	15	17	15	14	5	7	5	4	12	7	5	19	125
23	一般職員	1年	1	2	0	8	7	30	13	15	9	8	12	17	122
24	一般職員	4年	9	12	4	11	8	2	18	8	15	13	1	16	117
25	一般職員	2年	25	3	15	3	16	9	9	13	5	5	0	12	115
26	一般職員	3年	11	3	8	23	7	6	11	7	1	2	12	17	108
27	一般職員	1年	0	2	8	1	2	4	2	5	2	13	6	53	98
28	一般職員	1年	8	3	5	4	2	1	0	4	6	18	16	20	87
29	一般職員	4年	11	1	1	9	12	1	7	12	3	6	3	18	84
30	一般職員	6年	4	1	2	2	1	2	6	9	4	4	2	13	50
31	一般職員	5年	2	3	1	1	1	4	8	4	3	1	3	5	36
32	一般職員	1年	4	6	5	3	4	5	0	0	0	0	0	0	27
33	一般職員	1年	2	2	0	0	1	0	0	1	7	0	7	6	26
34	一般職員	2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	係長級	3年	0	2	1	4	0	1	0	0	3	1	1	1	14
36	係長級	2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	係長級	1年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	休職中	7年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	休職中	3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			481	503	446	444	376	360	421	560	481	295	334	753	5,869
平均 (係長級、休職中及び年間の 検索件数が0件の職員は除く)			15	15	13	13	11	11	13	17	14	18	14	23	177